付属資料 アンケート調査票

# 食品産業における取引慣行の実態調査

財団法人 食品産業センター

# 食品産業における取引慣行の実態調査へのご協力のお願い

大規模小売業者と納入業者との間には、従来より大規模小売業者の優越的地位の濫用行為として、一方的な協賛金要請や従業員派遣要請等、多くの問題が指摘されております。公正取引委員会もそうした濫用行為を規制する基本的ルールとして、従来の「百貨店業告示」を見直し、平成17年11月1日より「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)を施行しています。

### <参考>

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準 http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062901.html (公正取引委員会ホームページ)

財団法人 食品産業センターでは、毎年、食品製造企業と大規模小売店との間における取引慣行の実態と問題点を把握し、事態の改善へ向けて公正取引委員会等とも連携をとりながら対応を検討していくため、本アンケート調査を実施しております。本アンケートは、食品製造業の中より無作為に選んだ企業、約1400社を対象にお送りしております。

つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、本年の調査につきましても是非ともご協力下さいますようお願い申しあげます。

ご回答頂いた内容はコンピュータにより統計的に処理しますので、集計結果以外、貴社名や個 人名が外部に出ることは一切ありません。

ご回答は、本調査票に直接ご記入の上、同封の返信用封筒にて、3月15日(月)までにポストに投函して頂きますよう重ねてお願い申しあげます。

本調査に関するお問い合わせは、下記のところまでお願い致します。

財団法人 食品産業センター 企画調査部 担当:徳永

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 電話 : 03-3224-2379 FAX:03-3224-2398

ふりがな		
会社名		
所在地		
	所属部署・役職	
本調査票に	ふりがな	
関する 問い合わせ先	氏名	
	電話番号	

(貴社の概要) 貴社の概要についてお伺いします。

1-1 貴社は、百貨店、大型総合スーパー、食品スーパー、コンビニエンスストア等の小売業者 との取引がありますか。以下の中から選んで下さい。(「取引」には、帳合取引であっても 小売業者との実質的な取引条件の交渉が行われている場合を含みます)

# 回答欄 (1つだけ〇で囲んで下さい)

- 1)取引がある
- 2)取引がない

「取引がある」と回答した企業は、次ページ以降の質問にご回答下さい。

「取引がない」と回答した企業は、表紙の下欄に貴社名をご記入の上、そのまま本調査票を ご返送下さい。 1-2 取引のある小売業者の業態を以下の中から選んでください。(<u>該当するもの全て</u>を〇で囲んで下さい。「その他の小売業」については具体的な業態をご記入下さい。)

回答欄 A) 百貨店 B) 大型総合スーパー C) 食品スーパー D) コンビニエンスストア E) ディスカウントストア F) 生協 G) その他の小売業(

1-3 貴社の現在の資本金を以下の中から選んで下さい。(1つだけ〇で囲んで下さい)

回答欄 1) 1,000万円未満 2) 1,000万円~3,000万円未満 3) 3,000万円~5,000万円未満 4) 5,000万円~1億円未満 5) 1億円~3億円未満 6) 3億円~10億円未満 7) 10億円~100億円未満 8) 100億円以上

1-4 貴社の現在の総従業員数(除くパート、アルバイト)を以下の中から選んで下さい。 (1つだけ〇で囲んで下さい)

回答欄	1)	30 人未満	2)	30 人~50 人未満
	3)	50 人~100 人未満	4)	100 人~300 人未満
	5)	300 人~500 人未満	6)	500 人~1,000 人未満
	7)	1,000人~3,000人未満	8)	3,000 人以上

1-5 貴社の直近の会計年度の売上高を以下の中から選んで下さい。

(1つだけ〇で囲んで下さい)

回答欄 1) 1億円未満 2) 1億円~10億円未満 3) 10億円~50億円未満 4) 50億円~100億円未満 5) 100億円~500億円未満 6) 500億円~1,000億円未満 7) 1,000億円~5,000億円未満 8) 5,000億円以上

1-6 貴社の業種(最も売上の大きいもの)を以下の中から選んでください。

(<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>)

# 回答欄

8) ソース

1)肉製品9)食酢18)冷凍調理食品2)乳製品10)その他の調味料19)そう菜

3)水産食料品11) 精糖20) 缶詰・レトルト食品4)野菜・果実缶詰・12) 精殻・製粉21) その他食料品

保存食料品13) パン22) コーヒー5) 野菜漬物14) 菓子23) その他飲料

 5) 野来漬物
 14) 果子
 23) その他飲料

 6) 味噌
 15) 動植物油脂
 24) その他

 7) 醤油
 16) めん類

17) 豆腐

《以降の質問は、1-2で「取引がある」と回答した小売業者について、業態別にお答え下さい。

#### ≪協賛金の要請≫

協賛金:大規模小売業者が、自己等のために、納入業者に本来提供する必要がない金銭、役務などを提供させ、又は当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務などを提供させることは、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」で禁止されています。

問1 小売業者(取引先)から最近1年間において、協賛金を要求されたことがありますか? また、あった場合、その協賛金の種類は次のどれに該当しますか?(複数回答可) さらに、その協賛金の要求に対して貴社はどのように対応されましたか?

協賛金の種類: 1. 決算対策の協賛金

2. 新規(改装)オープン協賛金(創業祭等催事の協賛金を含む)

3. 新製品導入協力協賛金

4. チラシ協賛金

5. その他独自の協賛金

協賛金要求への対応: 6. 全て応じざるを得ない

7. ほとんど応じている

8. ケースバイケースで応じている

9. ほとんど応じていない

10. 全く応じない

貴社と取引のある小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を〇で囲んで下さい。

(「協賛金の種類」は複数回答可、「協賛金要求への対応」は1つだけ選んでください。) 取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	<u>小</u> 売	<u> き業者の業態</u>	<u>該 当 選 択 肢</u>	
	Α	百貨店	(1)協賛金の要求はなかった	
			(2) あった(協賛金の種類:1 2 3 4	5)
			(要求への対応:6 7 8 9	10 )
	В	大型総合スーパー	(1)協賛金の要求はなかった	
			(2) あった(協賛金の種類:1 2 3 4	5)
			(要求への対応:6 7 8 9	10 )
	С	食品スーパー	(1)協賛金の要求はなかった	
			(2)あった(協賛金の種類:1 2 3 4	5)
			(要求への対応:6 7 8 9	10 )
	D	コンビニエンスストア	(1)協賛金の要求はなかった	
			(2) あった(協賛金の種類:1 2 3 4	5)

		(要求への対応:	6 7	8	9	10 )
E	ディスカウントストア	(1)協賛金の要求はなかった	=			
		(2)あった(協賛金の種類:	1 2	3	4	5)
		(要求への対応:	6 7	8	9	10 )
F	生協	(1)協賛金の要求はなかった	=			
		(2)あった(協賛金の種類:	1 2	3	4	5)
		(要求への対応:	6 7	8	9	10 )
G	その他の小売業	(1)協賛金の要求はなかった	=			
		(2)あった(協賛金の種類:	1 2	3	4	5)
		(要求への対応:	6 7	8	9	10 )

《問2~4は、協賛金を負担した企業のみお答え下さい。そうでない企業は問5へ。》

問2 一昨年と比べて、貴社が負担している協賛金の金額は小売業者との取引金額に比べてどのよ うな傾向にありますか?

貴社が協賛金を負担した小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の1~5の 中から当てはまる番号を<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>。貴社と取引のない業態、あるいは、取引 はあるが協賛金の要求がなかった業態については何も記入しないで下さい。

回答欄 <u>/</u>	小売業者の業態	該当	選択	<u>肢</u>		
А	百貨店	(1 1	2 1	3 →	4 ↓ 5	5 <b>J</b> )
В	大型総合スーパー	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓ 5	5
С	食品スーパー	(1 🛈	2 ↑	3 →	4 ↓ 5	5
D	コンビニエンスストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓ 5	5 🗓 )
E	ディスカウントストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓ 5	5 <b>J</b> )
F	生協	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 J )
G	その他の小売業	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 🕕 )

- 問3 最近1年間において、小売業者(取引先)からの要請に応じて負担した協賛金と貴社の販売 促進効果の関係は次のどれに該当しますか?
  - 1. 協賛金は販促効果等と勘案して妥当である
  - 2. 協賛金は販促効果等と勘案してほぼ同等である
  - 3. 協賛金は販促効果等と勘案して不当に高い
  - 4. 協賛金による販促効果等は期待できない、もしくは無い

貴社が協賛金を負担した小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の1~4の中から当てはまる番号を1つだけ〇で囲んで下さい。

協賛金の負担がなかった業態については何も記入しないで下さい。

回答欄 _	小売業者の業態	<u>該</u>	当選	択	<u>肢</u>
А	百貨店	(1	2	3	4 )
В	大型総合スーパー	(1	2	3	4 )
С	食品スーパー	(1	2	3	4 )
D	コンビニエンスストア	(1	2	3	4 )
E	ディスカウントストア	(1	2	3	4 )
F	生協	(1	2	3	4 )
G	その他の小売業	(1	2	3	4 )

問4 「妥当でない」と特に感じる協賛金の要請について、具体的にその事例をご紹介下さい。 当該要請を行った小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国 展開、地域ブロック、その他)、地域(県名、地方など)が分かるように記述をお願いします。

回答欄	

# ≪センターフィーの要請≫

センターフィー:量販店等が物流センターを設け、そこに一括納入することの代償として納入業者に求める支出金。協賛金と同様、当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭を提供させることは禁止されています。

- 問5 小売業者(取引先)に対し、センターフィーを負担していますか? 又負担している場合、 そのセンターフィーの要請に対して貴社はどのように対応されましたか?
  - 1)物流センターは利用していないのでセンターフィーの負担はない
  - 2) 物流センターを利用しているが、センターフィーの要請、負担はない

3) センターフィーの要請があり、負担している

対応: 1. 全て応じざるを得ない

- 2. ほとんど応じている
- 3. ケースバイケースで応じている
- 4. ほとんど応じていない
- 5. 全く応じない

貴社と取引のある業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ〇で囲 んで下さい。なお、貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	小売業者の業態	<u>該</u> 当	選択肢					
Α	百貨店	1)利用無	2) 負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
В	大型総合スーパー	1)利用無	2)負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
С	食品スーパー	1)利用無	2)負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
D	コンビニエンスストア	1)利用無	2)負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
E	ディスカウントストア	1)利用無	2)負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
F	生協	1)利用無	2)負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)
G	その他の小売業	1)利用無	2) 負担無	3) 負担有(1	2	3	4	5)

《<u>問6~9はセンターフィーを負担している企業のみ</u>回答下さい。そうでない企業は問10へ》

問6 一昨年と比べて貴社のセンターフィー負担金額(卸売業からの補填要請を含む)の比率(セ ンターフィー/取引金額) はどう変化しましたか?

-1. 大幅に増えている ↑ 2. 若干増えている ↑ 3. 変わらない → 4. 若干減っている ↓ 5. 大幅に減っている ↓

センターフィーを負担した小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の1~5 の中から当てはまる番号を1つだけ〇で囲んで下さい。貴社と取引のない業態、取引はある が物流センターを利用していない業態、あるいは、物流センターを利用しているがセンター フィーの要請・負担がない業態については、何も記入しないで下さい。

回答欄 /	小売業者の業態	<u>該 当</u>	選択	<u>肢</u>		
Α	百貨店	(1 🛈	2 ↑	3 →	4 ↓	5 J )
В	大型総合スーパー	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 [] )
С	食品スーパー	(1 🛈	2 ↑	3 →	4 ↓	5 [] )
D	コンビニエンスストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 [] )
E	ディスカウントストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 🕕 )
F	生協	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 [] )
G	その他の小売業	(1 介	2 ↑	3 →	4 ↓	5 ⇩ )

- 問7 小売業者に対するセンターフィー(卸売業からの補填要請を含む)の負担と、物流センター に一括納入することによる自社のコスト削減分との関係は次のどれに該当しますか?
  - 1. 自社のコスト削減分を大幅に上回る負担である
  - 2. 自社のコスト削減分を若干上回る負担である
  - 3. コスト削減分に見合う負担である
  - 4. 自社のコスト削減分を若干下回る負担である
  - 5. 自社のコスト削減分を大幅に下回る負担である

センターフィーを負担した小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の1~5 の中から当てはまる番号を<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>。貴社と取引のない業態、取引はあるが物流センターを利用していない業態、あるいは、物流センターを利用しているがセンターフィーの要請・負担がない業態については、何も記入しないで下さい。

回答欄 <u>小売業者の業態</u>	<u>該</u> 当	選	択態	<u>支</u>		
A 百貨店	(1	2	3	4	5 )	
B 大型総合スーパー	(1	2	3	4	5 )	
C 食品スーパー	(1	2	3	4	5 )	
D コンビニエンスストア	(1	2	3	4	5 )	
E ディスカウントストア	(1	2	3	4	5 )	
F 生協	(1	2	3	4	5 )	
G その他の小売業	(1	2	3	4	5 )	

問8 センターフィーの要請において、その金額の算出基準、根拠は明らかにされていますか? されている場合は、その根拠をできるだけ具体的に記載して下さい。

小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国展開、地域ブロック、 その他)、地域(県名、地方など)が分かるように記述をお願いします。

回答欄	1.	明らかにされていない
	2.	明らかにされている →

問9 センターフィーの支払いについて、要請や負担の内容が<u>特に不当だと考えておられる事例</u>に ついてできるだけ具体的にご紹介下さい。

当該要請を行った小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国

展開、地域ブロック、その他)、地域(県名、地方など)が分かるように記述願います。

回答欄			

#### ≪従業員派遣≫

従業員派遣:売場応援のように自社商品の販売等のために従業員を派遣することですが、棚卸や陳 列補充作業を小売側が労働力の不足を補うために一方的に要請し、派遣させることは 禁止されています。

- 問 10 小売業者(取引先)から、最近1年間において従業員派遣を要請されたことがありますか? また、あった場合、その従業員派遣の要請に対して貴社はどのように対応されましたか?
  - 1) 従業員派遣を要請されたことはない
  - 2) 従業員派遣を要請されたことがあった

「対応: 1. 全て応じざるを得ない、

- 2. ほとんど応じている、
- 3. ケースバイケースで応じている
- 4. ほとんど応じていない
- 5. 全く応じない

貴社と取引のある小売業者の業態別(A~G)に、「該当選択肢」の当てはまる番号を 1つだけ〇で囲んで下さい。なお、取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	<u>/</u>	小売業者の業態	該当	<u>選択肢</u>				
	Α	百貨店	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	В	大型総合スーパー	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	С	食品スーパー	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	D	コンビニエンスストア	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	E	ディスカウントストア	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	F	生協	1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
	G	その他の小売業	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)

《問 11~16 は従業員派遣を行った企業のみお答え下さい。そうでない企業は問 17 へ》

問 11 一昨年と比べて、貴社の従業員派遣による負担(派遣の人数・頻度/取引金額)はどう変化しましたか?

1. 大幅に増えている ↑ 2. 若干増えている ↑ 3. 変わらない →4. 若干減っている ↓ 5. 大幅に減っている ↓

従業員派遣を行った小売業者の業態別( $A \sim G$ )に、「該当選択肢」の  $1 \sim 5$  の中から当てはまる番号を 1 つだけ〇で囲んで下さい。なお、貴社と取引がない業態、従業員派遣を行っていない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄 小売	業者(小売先)の業態	<u>該</u>	当選力	<u>沢 肢</u>			
A 百1	貨店	(1 1	2 ↑	3 →	4 ↓	5 Д	)
B 大	型総合スーパー	(1 🕆	2 1	3 →	4 ↓	5 ⇩	)
C 食品	品スーパー	(1 1	2 ↑	3 →	4 ↓	5 ⇩	)
D =:	ンビニエンスストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 Ӆ	)
E デ	ィスカウントストア	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 ⇩	)
F 生	力 加	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 Д	)
G そ(	の他の小売業	(1 🕆	2 ↑	3 →	4 ↓	5 J	)

- 問 12 貴社が小売業者からの要請に応じた従業員派遣において、派遣条件(日数、時間、業務内容、費用の負担等)に関する事前の協議はありましたか?
  - 1. 十分な事前協議があった
  - 2. 十分な事前協議はなかった
  - 3. 交渉の余地無くほぼ一方的に決められた

貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について業態別(A~G)に、「該当選択肢」の 当てはまる番号を<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>。なお、貴社と取引のない業態、従業員派遣 を行っていない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄 取引先(小売業者) の業態			<u>該 当 選 択 肢</u>
A 百貨店	(1	2	3 )
B 大型総合スーパー	(1	2	3 )
C 食品スーパー	(1	2	3 )
D コンビニエンスストア	(1	2	3 )
E ディスカウントストア	(1	2	3 )
F 生協	(1	2	3 )
G その他の小売業	(1	2	3 )

# 問13 要請された業務の内容は次のどれに該当しますか?(複数回答可)

- 内容 1. 自社商品の接客を伴う販売業務
  - 2. 他社商品も含めた販売業務
  - 3. 小売業者の店舗の新規・改装オープン等に際し、あらかじめ貴社の同意を得ることなく、一方的な要請による貴社商品の陳列・補充作業
  - 4. 小売業者の店舗の新装・新規オープン等に際し、貴社商品のみの陳列・補充作業に従事させることとしていたのにもかかわらず、同業他社商品を含めた陳列・補充作業
  - 5. 棚替え、棚卸し、店舗の清掃、整理等
  - 6. 荷降ろし・積荷作業等
  - 7. 駐車場整理、客の整理等
  - 8. 社内事務、レジでの袋詰め等
  - 9. その他

貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」 の当てはまる番号を<u>いくつでも〇で囲んで下さい</u>。なお、貴社と取引のない業態、取引はある が従業員派遣の要請がない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	小売業者の業態	<u>該</u>	当選	<u></u> 択	<u>肢</u>						
Α	百貨店	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
В	大型総合スーパー	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
С	食品スーパー	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
D	コンビニエンスストア	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
E	ディスカウントストア	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
F	生協	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
G	その他の小売業	(1	2	3	4	5	6	7	8	9 )	
上記 回答欄	上記の選択肢「9. その他」の業務の内容について、具体的にご記入下さい 回答欄										

# 問14 従業員派遣の要請に応じた時、日当、交通費などの費用は支給されましたか?

- 3 妥当な額を受け取った。
- 2. 出たが妥当な額とはいえない
- 3. 提示はあったが受け取れなかった

#### 4. 全く出なかった

貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ〇で囲んで下さい。

回答欄 取引先(小売業者) の業態		<u>該</u>	当道	選 択	<u>肢</u>
A 百貨店	(1	2	3	4 )	
B 大型総合スーパー	(1	2	3	4 )	
C 食品スーパー	(1	2	3	4 )	
D コンビニエンスストア	(1	2	3	4 )	
E ディスカウントストア	(1	2	3	4 )	
F 生協	(1	2	3	4 )	
G その他の小売業	(1	2	3	4 )	

問 15 小売業者(取引先)から最近1年間において、従業員派遣について、不当と思われる内容の覚書などの文書にサインを求められた事はありますか? 又あった場合、その要求に対して 貴社はどのように対応されましたか?

「対応: 1. 全て応じざるを得ない、

- 2. ほとんど応じている、
- 3. ケースバイケースで応じている
- 4. ほとんど応じていない
- 5. 全く応じない

貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の中から当てはまる番号を<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>。なお、貴社と取引がない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	取5	出先(小売業者) の業態	<u>該</u>	当選択肢				
	Α	百貨店	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5 )
	В	大型総合スーパー	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	С	食品スーパー	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	D	コンビニエンスストア	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5 )
	E	ディスカウントストア	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	F	生協	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	G	その他の小売業	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)

問 16 貴社が小売業者からの要請に応じた従業員派遣や文書へのサインについて、「<u>妥当でない」</u> と特に感じる要請について、具体的にその経緯をご記入下さい。

当該要請を行った小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国

展開、地域ブロック、その他)、地域(県名、地方など)が分かるように記述願います。

回答欄	

# ≪不当な値引き・特売商品等の買いたたき等≫

不当な値引き : 納入業者の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、大規模小売業者が

納入業者から商品購入後に、納入価格の値引きを当該納入業者にさせる

こと、は禁止されています。

特売商品等の買いたたき:特売等の用に供する商品について、当該商品と同種の商品に係る自己等

への通常の納入価格に比べて著しく低い価格を一方的に決めて納入さ

せること、は禁止されています。

問 17 小売業者(取引先)から、最近 1 年間において「不当な値引き」を要求されたことがありますか? 又あった場合、その要求に対して貴社はどのように対応されましたか?

対応: 1. 全て応じざるを得ない、

2. ほとんど応じている、

3. ケースバイケースで応じている

4. ほとんど応じていない

5. 全く応じない

貴社と取引のある小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を<u>1つだけ〇で囲んで下さい</u>。なお、貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	取5	先(小売業者) の業態	<u>該</u>	当選択	<u>肢</u>			
	Α	百貨店	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	В	大型総合スーパー	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	С	食品スーパー	1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
	D	コンビニエンスストア	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	Е	ディスカウントストア	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	F	生協	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5 )
	G	その他の小売業	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)

問 18 「不当な値引き」について、要求や負担の内容が特に不当だと考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。当該要求を行った小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国展開、地域ブロック、その他)、地域(県名、地方など)が分かるように記述をお願いします。

回答欄			

問 19 取引先(小売業者)から最近 1 年間において、「特売商品等の買いたたき」をされたことがありますか? 又あった場合、その要求に対して貴社はどのように対応されましたか?

対応: 1. 全て応じざるを得ない、

- 2. ほとんど応じている、
- 3. ケースバイケースで応じている
- 4. ほとんど応じていない
- 5. 全く応じない

貴社と取引のある小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ〇で囲んで下さい。

なお、取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄	Į	な引先(小売業者) の業	態 該	当選択肢				
	Α	百貨店	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
	В	大型総合スーパー	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
	С	食品スーパー	1)ない	2)あった(1	2	3	4	5)
	D	コンビニエンスストア	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
	E	ディスカウントストア	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
	F	生協	1)ない	2) あった (1	2	3	4	5)
	G	その他の小売業	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)

問 20 「特売商品等の買いたたき」について、要求や負担の内容が特に不当だと考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。また、特売商品以外でも納入価格の交渉において、要求や負担の内容が特に不当だと考えておられる事例があれば、具体的にご紹介下さい。 当該要求を行った小売業者の業態(百貨店、大型総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国

回答欄			

#### ≪過度の情報開示の要求≫

過去の本調査では、「安心・安全の名の下にノウハウを含む仕様書の開示を要求された」、「社外秘としている配合割合等の開示を要求された」などの回答や、「開示した情報を元に小売業の関連会社で類似品を生産された」といった回答も寄せられています。

平成20年4月の加工食品品質表示基準の改正による業者間取引での品質表示の義務化や、引き続いた食品事故を背景に、小売業者が納入業者に対して過度に詳細な情報開示の要求をしていないか等についてお伺いいたします。

- 問 21 小売業者から最近 1 年間において、ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報など を要求されたことがありましたか?又あった場合、その要求に対して貴社はどのように対応 されましたか?
  - 対応: 1. 全て応じざるを得ない、
    - 2. ほとんど応じている、
    - 3. ケースバイケースで応じている
    - 4. ほとんど応じていない
    - 5. 全く応じない

貴社と取引のある小売業者について、業態別(A~G)に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ〇で囲んで下さい。

なお、取引のない業態については何も記入しないで下さい。

回答欄 亘	取引先(小売業者) の業	<u>能</u>	該 当 選 択	<u>肢</u>			
А	百貨店	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
В	大型総合スーパー	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
С	食品スーパー	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
D	コンビニエンスストア	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
E	ディスカウントストア	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
F	生協	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5)
G	その他の小売業	1)ない	2) あった(1	2	3	4	5 )

考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。
当該要求を行った小売業者の業態(百貨店、総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国展開、
地域ブロック、その他)、地域(県名、地方)が分かるように記述願います。
回答欄
≪大規模小売業告示について≫
公正取引委員会は大規模小売業者の優越的地位の濫用行為を規制する基本的ルールとして、従来の
「百貨店業告示」を見直し、平成17年に新たに「大規模小売業者による納入業者との取引におけ
る特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)とその運用基準を制定し、同年11月より施行
しています。
問 23 大規模小売業告示が施行されていることはご存知ですか?( <u>1つだけ〇で囲んでください</u> )
回答欄 1. 知らない
2. 業界団体等製造者側から聞いて(読んで)知っている
3. 関係官公庁から聞いて(読んで)知っている
4. 小売側から聞いて(読んで)知っている
5. 上記以外から聞いて(読んで)知っている (具体的にどこからかご記入下さい)
《 <u>問 24 は、問 23 で「知っている」(回答欄の 2~5) と回答した企業のみお答え下さい</u> 。
「1. 知らない」と回答した企業は、問 25 へ》
問 24 大規模小売業告示及びその運用基準が施行されて 4 年経過しましたが、それらの規定や内
容について何か改善を希望することがありましたら、具体的にご紹介下さい。
(参考)大規模小売業告示及びその運用基準の詳細は、以下のホームページをご参照下さい。
大規模小売業告示:http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.april/05042802.html
運用基準: http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062901.html
回答欄
<u> </u>

問22 ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報の要求について、その内容が特に不当と

#### ≪独占禁止法改正について≫

平成21年6月に独占禁止法が改正され、「優越的地位の濫用」行為も課徴金の対象となり、違 反行為に係る取引額の1%が課徴金として課せられるよう罰則が強化されました(平成22年1月 1日より施行)。

独占禁止法改正法の概要 http://www.jftc.go.jp/dk/h21kaisei/h21kaisei.html

問 25 独占禁止法が改正され、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象となり、既に施行されていることはご存知ですか? (1つだけ〇で囲んでください)

#### 回答欄 1. 知らない

- 2. 業界団体等製造者側から聞いて(読んで)知っている
- 3. 関係官公庁から聞いて (読んで) 知っている
- 4. 小売側から聞いて(読んで)知っている
- 5. 上記以外から聞いて(読んで)知っている (具体的にどこからかご記入下さい)

### ≪全体を通じて≫

問 26 以上の設問とは別に、近年の取引においてバイイングパワーの不当な行使ではないかと考えられる取引先からの要請 (押しつけ販売、不当な返品、欠品ペナルティ(欠品粗利補償)、 小売業が独自に設定する出荷期限、特別注文品の受領拒否、POS等システムの負担、過度な試験・検査の実施要求、要求拒否の場合の不利益な取扱い、新しい要求の形態で不当と思われるもの、他)があれば、それについて具体的に紹介して下さい。

また、卸売業者のバイイングパワーの不当な行使ではないかと考えられる要請があれば、 それについても記入して下さい。

当該要求を行った小売業者の業態(百貨店、総合スーパー、コンビニ等)、規模(全国展開、 地域ブロック、その他)、地域(県名、地方)が分かるように記述願います。

回答欄	

問 27 平成17年に大規模小売業告示とその運用基準が施行されるとともに、さらに、平成21年6月には改正独占禁止法が成立して罰則が強化され、優越的地位の濫用行為が課徴金の対象となるなど、取引慣行の改善に向けた取組みが続いています。また、小売業界でも納入業者とのより公正な取引を目指して、関連法等の周知徹底に取り組んでいます。

貴社の小売業者との取引において、最近3年位の間にこれら取引慣行に関して小売側に改善が認められますか? (1つだけ〇で囲んでください)

# 回答欄 1. かなりの改善が認められる

- 2. ある程度の改善が認められる
- 3. ほとんど改善が認められない
- 4. 改善よりも、むしろ悪化している

以上です。ご協力ありがとうございました。

# 平成21年度 食品産業における取引慣行の実態調査報告書

発行 平成22年3月 発行者 財団法人 食品産業センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-1 3 三会堂ビル TEL 03-3224-2379 FAX 03-3224-2398

本報告書の内容は、食品産業センターホームページ http://www.shokusan.or.jp/でもご覧いただけます

(禁無断転載)